慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	公判前整理手続について：弁護人の立場から
Sub Title	With respect to the pretrial arrangement proceeding : from the viewpoint of a criminal defense lawyer
Author	髙畑, 満(Takahata, Mitsuru)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2012
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.22 (2012. 3) ,p.55- 92
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	テーマ企画：裁判員裁判の現状と課題
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20120316-0055

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

テーマ企画―裁判員裁判の現状と課題

公判前整理手続について

――弁護人の立場から――

高　畑　　満

1　はじめに
2　公訴事実の概要
3　被告人による事件の説明
4　起訴段階の弁護方針
5　公判前整理とその期間中に行われた手続の準備について
6　公判前整理手続を終えて

1　はじめに

2011年３月７日から３月17日の間、殺人及び殺人未遂被告事件の裁判員裁判事件を弁護人として担当した。裁判員裁判についてはいったん公判が開始されれば「連日的開廷」により、あっという間に裁判は終了する。しかしながらそこに至るまでの間には、極めて長期の助走期間ともいうべき公判前整理手続が続くことになる。弁護側としては、起訴前の段階から弁護活動を開始し、公判前整理手続が始まれば、これと平行しながら公判準備を進めることになる。そこで本稿では公判に至るまでの弁護活動を公判前整理手続に焦点をあて、具体的にどのようなことが行われたのか、その中で弁護人として何をなし、どのようなことを考えたのか、などについてまとめてみた。

本誌は基本的に研究論文や判例批評を内容とする学術誌であり、裁判員裁判

の経験やそこで考えたことをそのまま記述させていただくのはあるいは適当でないのかも知れない。しかし、司法改革によって生まれた理論と実務との架橋[1)]を目指す法科大学院という教育機関の下で位置づけられた実務科目の担当者として、このような論考も何かのご参考にはなるのではないかと考え、寄稿させていただいた次第である。

2　公訴事実の概要

⑴　本件は、平成22年２月、東京都内に所在する簡易宿泊所（以下「東洋館」（仮称）という）内で起こった殺人及び殺人未遂事件である。

館内に居住していた被告人は三徳包丁で通いの掃除人Ａの首を刺して殺害し、ついで同じ館内に住むＢとＣを殺害しようとしたが、怪我を負わせたに止まり未遂に終わったという被疑事実で、現行犯逮捕された。被告人は事件の２日後に勾留され、勾留延長を経て事件から20日後に起訴された。本件は被疑者国選弁護事件であって、勾留決定時から弁護人が１名選任されていたが、裁判員裁判対象事件ということから、起訴の５日前に私が追加選任され、弁護人２名で担当することになった。

⑵　公訴事実の概要は次のとおりの併合罪であった。

第１　被告人（当時65歳）は事件当日午前７時40分ごろ、東洋館２階廊下で掃除夫であったＡ（当時59歳）に対し、殺意をもって、その左背部を右手に持った三徳包丁（刃体の長さ約15cm）で１回突き刺したが、包丁の刃が根元で曲ったため、左手に持った別の三徳包丁（刃体の長さ約15cm）で頸部を数回突き刺し、よって同日午前８時58分ごろ、多発刺創による失血により死亡させた。

第２　同日午前７時40分ごろ、東洋館２階廊下において、前記第１の犯行を目撃して制止しようとしたＢ（当時73歳）に対し、殺意をもって、その胸部及び頸部を左手に持った前記刃の曲がっていない三徳包丁で数回突き刺すなどし

1）司法制度改革審議会緒「司法制度改革審議会意見書」（2001年６月）参照。

たが、同人が後退しながら抵抗したため、同人に全治約２週間を要する右前胸部刺創、顎部挫創等の傷害を負わせたに止まり、死亡させるに至らなかった。

第３　前記日時ごろ、東洋館223号室に止宿していたＣ（当時59歳）に対し、殺意をもって、仰向けに寝ていた同人の腹部付近に馬乗りになり、その頸部を前記第１のいずれかまたは両方の三徳包丁で数回突き刺すなどしたが、同人が抵抗したため、同人に加療約１週間を要する右頸部切創等の傷害を負わせたに止まり死亡させるに至らなかった。

３　被告人による事件の説明

⑴　被告人は北海道出身であったが中学卒業後、17歳ごろから上京して、港湾労働者、建築作業員などの仕事を転々とし、20年以上前から簡易宿泊所に住み着くようになった。事件前１年半ほど前からは持病で仕事ができなくなり生活保護を受給していた。

⑵　被告人による一連の事件の説明

被告人からの事情聴取は多数回にも及び、事実によっては聴き取りの最初のころと最後のころで異なるものもあった。しかし、おおよそ以下のとおりが最終的な言い分になった。

①　自分は２年ほど前から東洋館に住み着くようになった。現在の部屋は２階の隅の部屋で、２つある下に降りる階段の玄関に近い側の前にある。

②　自分は、簡易宿泊所のルールに従わずに居住者に迷惑をかける者が許せず、折に触れ注意をしていた。注意したのは共同風呂での長風呂、廊下での喫煙、廊下でのおしゃべり、居室への外部の者の出入りなどであり、そのことで喧嘩になって殴ったこともある。従って自分は他の居住者に嫌われていると思う。また、自分が注意したり喧嘩したりした者で、東洋館を出ていった者もおり、それらの者からも恨みを買っていると思う。

だから自分でも住民らといざこざを起こしたくないという気持ちがあり、日中はなるだけ図書館や競艇見物に行き、館内にいないようにしていた。

③　Ａは一日おきにやってくる通いの掃除人だが床掃除のモップを共同炊事場の流しで洗うので、文句を言ったが無視されたりした。また、自分と同じ階のＣと仲が良く、掃除に来るたびにＣの所でおしゃべりをするのがうるさく、何度か叱りつけたことがある。

④　なお、当日使用した包丁は、自分が文句を言ったりしたため恨み抱いた住人や東洋館を出ていった者らが、突然、攻撃を仕掛けてくるのではないかととても不安であったため、準備していた。襲ってくる可能性のある者にはＡやＣも含まれていた。

包丁は、東洋館に入居時に料理のために買った２本以外に、２回にわたり包丁を買い足し、全部で６本持っていた。そのうち３本を襲撃に備え、自室のあがりかまちに積んでいた新聞紙の下に以前から隠していた。

⑤　事件当日の午前７時30分ごろ、Ａが既に２階に上がってきておりＣの居室の前あたりでうろうろしていた。

自分はその姿を見て、まだ掃除開始時間まで時間があるので、またＣの部屋でしゃべったりするつもりだろうと、自室の入口に座り込み監視することにした。すると、ちょっと目を離した隙にＡが見えなくなった。これはＣの部屋に入り込んだと考え、Ｃの部屋の前まで行ったところでＡが出てきた。

そこで自分はＡに「何やってんだ」と言うとＡは「たばこもらいに行った」と答えた。かっとなって「両隣が迷惑するじゃないか」と言った後げんこつでＡの頭を叩いた。すると、Ａは「警察に行く」と言い出した。

警察に行かれればせっかく受給できている生活保護を打ち切られてしまうのではないかと思った。不安になり、そのようなことをさせないために脅してやろうという気になって自室に包丁を取りに戻ろうとした。そのときにＡが多分その場にいたＢに「言うだけだから」とつぶやくのが聞こえた。自分は言葉だけで実際に攻撃を加えることなどできないだろうと言われたと感じ、馬鹿にされたような気持ちになった。また、平素から自分の言うことを小馬鹿にして聞かないＡがＣと結託して自分を攻撃してくるかも知れないという怖れも生じ、「やられる前にＡを殺してやろう」という気になった。

なお、このうち「言うだけだから」と言うのが聞こえ馬鹿にされたように感じたとか、Ｃと結託した自分を襲ってくるのではないか、という供述は、平成22年５月以後の接見の中で初めてなされた。それまで弁護人や警察、検事に話を出さなかったのは、「聞かれなかったから」ということであった。

また、被告人はその場にいたＢにＡが囁いたという記憶であったが、Ｂに直接面接して確認したりＢの調書や被告人の調書を精査しても、Ｂが被告人とＡの口論の場にいたと考えることは困難であり、むしろ、被告人の幻聴が強く疑われた。

⑥　殺意を持って自分は自室に戻り、新聞紙の下から２丁包丁を取り出し、両手に持った。

Ａを奇襲するため、自室前の階段からいったん１階におり、奥の別階段から２階に上がって、洗面台の付近で横を向いていたＡの左脇あたりを右手に持った包丁で刺したが、うまく刺さらず、包丁が曲がってしまった。そこでＡの正面に立つと壁際にＡを追い詰め、左手に持った包丁で頸や顎のあたりを３回くらい突き刺し、殺害してしまった。Ａに対する犯行時の殺意は認めている。

⑦　自分がＡを壁際に追い詰めて攻撃をしている最中、犯行現場に隣接する居室の住人であるＢが現れ、被疑者の右側から「やめろよ」と制止する言葉を述べたため、「おまえは黙ってろ」などと怒鳴りながらＢの方に振り向きざま、Ａを攻撃中の左手に持った包丁を１回振り、更に１回差し出した。邪魔なＢを追っ払うためであった。振っている途中で固いものに当たった感触はあった。足をＢの方に踏み出したかどうかは覚えていない。Ｂに対しては、もともと今回の攻撃目標ではなく、たまたま、止めに入ったから、邪魔なので包丁を振り回して追っ払おうとしたのが、当たってしまったので、全く殺意はなかった。

⑧　Ａを振り返ると居なくなっており、階段から１階に逃げたらしいことが判ったので追いかけた。階下では、Ａが大量の出血をしながら倒れていたので、再度２階に上がり、Ｃの居室に向かった。

自分はＣも脅してやろうと思い、包丁を持ち替え、右手に真っ直ぐな包丁を持っていた。

Ｃの部屋に入ると、Ｃは敷いた布団のなかで出入口方向に足を向けて横になり、足元に置いたテレビを見ていた。そこで自分はＣに向かって右側の枕元に座り、右手に逆手に持った包丁をＣの胸元または首付近に向けて振り下ろすようにしてＣを脅した。左手に持った包丁で攻撃を加えたかどうかは全く覚えていない。

しかし、Ｃが掛け布団の襟を両手でつかみ、その包丁を包み込むようにして押さえつけたため、振り下ろすようにしたのは２回しかできず、それ以上の攻撃を止めて、Ｃの部屋から退散した。Ｃに対しては、Ａの仲間なので一緒に攻撃の対象にしたが、殺すまでの気持ちはなかったと思う。

⑨　Ｃの部屋を出た後は、なお、今回の騒動を知った住人や東洋館を退出した者が集まり、自分に対する攻撃を仕掛けてくるのではないかと思い、自室に戻って使用済みの２本の包丁を置き、残りの包丁４本全部を持って、最初にＡを襲った洗面台の方に向かった。

洗面台の方には住人４人程度が様子を窺って出てきていたが、自分は「この野郎」などと威嚇しながら接近したところ、これらの者は自室に逃げ込んでいった。

その後、自室に戻り、血の付いた着衣を着替えるなどしてから、階下の管理人室正面の階段に座り、警察が来るのを待っていた。

４　起訴段階の弁護方針

⑴　動機の不可解さと精神障害の可能性

本件では発端となったＡに対する殺意につき、居室を訪問してはいけない、とか、私語がうるさいとか、流し場の使い方が汚いといったその怒りの対象があまりにも軽く、また、使用された包丁を準備した理由というのも、注意した住民等が仕返しをしてくるのに備えてといった不可解なものであった。一般人

であれば許容できそうなレベルの自己に対する他者の迷惑行為を受容できず、それを注意した自己に対して攻撃を加えられるかも知れないから包丁を何本も用意したこと、実際に、その包丁を使用して殺人を犯してしまっていることなど、深刻な被害妄想に支配されて重大犯罪に及んだ点において、何らかの精神病疾患が考えられるのではないかと思った。

しかし、具体的な主張が立てられる段階ではないので、公判前整理の進行を見ながら対処することにした。

⑵　殺意について

殺意の事実認定にあたっては、自白が存在する場合でも、「人の死にかかわる行為はそもそも異常な情況下で行われ、行為者も異常な精神の興奮状態のもとにあって、行為者自身が行為当時の心理状態を正確に認識・記憶していない場合もあるから、結局、情況証拠から認定される事実が自白に整合するか否かを判断しなければならないことが多いとされる（司法研修所刑事弁護教官室編平成18年版『刑事弁護実務』（日本弁護士連合会、2006年）332頁）。

その場合、①創傷の部位・程度、②凶器の種類、用法、③動機の有無、④犯行前後の言動等が参酌されるべきとされている（大野市太郎「殺意」小林充・香城敏麿編『刑事事実認定（上）』（判例タイムズ社、1994年）１頁以下、石井一正『刑事事実認定入門』（判例タイムズ社、2005年）120頁以下、前同）。

本件においては、Ａに対する殺意は身体の枢要部である背部や頸部に対する攻撃であり、かつ、頸部を３回以上刺して殺してしまったこと、凶器は刃体の長さも15cm以上という三徳包丁であって、かつ、いずれの部位の受傷についても狙って刺したことを被告人は認めていて、攻撃も背部から頸部の複数回に及び継続的で執拗であることから、動機において希弱なところはあるにせよ、激情的な殺意を推定できるし、また、被告人自身もＡに対する殺意については一貫して殺意を否定していないことから、敢えて争点化する必要なしと判断した。

Ｂに対する殺意については、被告人は否認していた。Ａに対する攻撃を止めに入ったＢに対しては、殺意など持ちようがなく、とにかく邪魔をするなという気持ちから、追っ払うために包丁を振り回しただけだったという被疑者の説

明はそれなりに筋が通っていた。また、Ｂの受傷箇所には前胸部刺創という身体の枢要部もあったが、全治２週間と比較的軽度であり、振り向きざまに振った包丁がたまたま胸部に当たったという狙った結果ではない可能性も十分に考えられた。従ってＢに対する殺意は争うことにした。

Ｃについては被告人自身、自分がどういう気持ちで攻撃を加えたのかについて明確な記憶がない。

Ｃが実際にけがをしたのは、右の頸部切創、右手甲部切創で全治１週間という軽いものであった。情況証拠という観点からいえば、創傷の部位は頸部という身体の枢要部であるが、その程度は全治１週間という切り傷でも最も軽度の傷である。凶器の用法も、２回振り下ろそうとしたとはいえ、Ｃによって包丁を持った手を押さえ込まれたので、すぐに攻撃を中止し、Ｃの部屋から退散しているという事情がある。Ｃに対する殺意も否認することにし、殺意についての大まかな弁護方針を決めた。

５　公判前整理とその期間中に行われた手続の準備について

本件では正式な公判前整理手続に先立ち、先ず、進行について最初の打ち合わせが行われた。その席上、裁判長は、あくまでも一般的な話ではあるがという前提のもと、起訴から２週間程度で検察官側が証明予定事実記載書と証拠調べ請求を行い、弁護人側が２週間程度で求釈明や類型証拠開示請求等を行い、開示後１週間程度で弁護人側が予定主張記載書面を提出し、その後、２～3週間揉んだうえ、裁判員への通知等２カ月弱くらい法廷の必要期間を挟んで第１回公判が迎えられれば理想的であるとの見通しを述べた。

しかし、本件は同じ機会に行われた一連の犯罪とはいえ、被害者が３名の殺人ないし殺人未遂被告事件であって、殺意等が争点になる以上はそんなに短期間は無理だろうと思われた。案の定、結果的には本件は約１年かけて13回の公判前整理のほか、打ち合わせを５回行うことになった。そのほか、鑑定医の尋問及びカンファレンスを行ったので、それらを入れれば都合20回

「期日」が公判前に先行していることになる。

ここではその期間中にどのような整理やそのための準備が行われたのかを明らかにしてみることにする。

⑴　第１回打ち合わせ期日（平成22年３月15日）

①　公判前整理手続では、正式な期日とは別に、更にその準備期日とでもいうべき「打ち合わせ期日」が必要に応じて設定されることが普通である。そこで、今後は、これを正式な公判前準備期日と区別して「打ち合わせ期日」と称することとし、公判前整理期日の回数とは別に勘定することにする。

さて、この日は既に述べたとおり日程についての裁判所の希望の表明があり、ついで検察官の証明予定事実記載書面及び証拠調請求書の提出期限が３月19日と定められた。実際には、同書面は３月24日に提出された。

②　証明予定事実記載書面⑴では、被告人がＡの殺害を決意した動機と理由について具体的に主張された。

これによると、ＡやＣに対して不満を持った経過は、被告人の言い分と相違はないのだが、犯意の発生時期については、実行日以前から、ＡがＣの部屋に出入りするのをやめなければＡもＣも殺すしかないと思っていたとされ、抽象的な殺意は犯行日以前から固まっていたことになる。

他方、犯行現場における各被害者に対する具体的殺意については、起訴状記載のままの描写で包丁の刺突態様等をあげ、これらを「殺意をもって」行ったとする記載となっていた。

③　その後、検察官請求証拠の謄写もでき、早速、その内容を検討することにした。

裁判員裁判対象事件においては、裁判員に判りやすい裁判を志向すること、公判中心主義を貫くことなどから、従来型の裁判に比べ請求証拠は厳選される。本件でも客観証拠としては、①凶器に関する捜査報告書、②被害者の受傷情況に関する捜査報告書、犯行情況に関する供述調書は③被害者ＢとＣの検面調書各１通、④被告人の犯行に至る経緯及び犯行状況に関する検面調書１通であり、⑤目撃者の調書も２通だけである。目撃者のものは、いずれ

も犯行後の情況に関するもので、犯行そのものを目撃していない。従って検察官の主張を直接裏付けるものは、被告人調書と被害者調書ということになる。

④ⅰ　Ｂの調書は、被告人によるＡへの攻撃をやめさせるために左手で被告人の右腕あたりを押さえながらＡと被告人の間に割って入ろうとしたところ、被告人はＢの左手を振り払い、Ｂの方に振り向くと、「おまえもやってやる」といいながら、包丁で刺してきた。包丁の先を真っ直ぐ喉を目がけて突き出してきた。そこで咄嗟に左手を下から上に払い上げるようにして包丁を避けた。包丁で何回刺してきたのかは覚えていない、という趣旨となっている。

ⅱ　弁護人が接見で聞いた被告人の言い分との違いは、「おまえもやってやる」と言ったことはなく「おまえは黙ってろ」と言って、振り向きざま包丁を振ったのであって、喉を目がけて突き出したのではないことである。

ⅲ　しかしながら、他方、被告人調書においては、事件の１週間前にＢが被告人の悪口を言っていたことがあり、以前被告人はＢに対してＢが東洋館のゴミ出しの仕事をしてくれていたので小遣いをあげたこともあるのに、恩知らずな奴だという気持ちから、Ｂを包丁で刺すことにしたこと、そこで止めに入ったＢの方に振り向きながら、左足を一歩Ｂの方に踏み出し、同時にＢを目がけて包丁を突き出したこと、最初は振り向きざま刺したので、Ｂの胸を刺したという記憶だが、その次はＢの首を狙って包丁を突き出したこと、Ａのときは首なら包丁がブスッと刺さるという手応えがあったので、Ｂのときも首を狙ったという趣旨になっており、殺意を強く窺わせる内容であった。

ⅳ　そこでＢに対する殺意に関しては、客観的な行為態様としては、振り向きざま攻撃したのか、振り向いてから足を１歩踏み出して攻撃に入ったのか、攻撃の仕方は包丁を振っただけなのか、それとも突き刺すような動作だったのかが争点であり、これらが積極なら、「身体の枢要部」を狙ったことが推認され殺意が肯定される方向に行くだろうことが予測された。これらを覆すに足る新しい客観証拠が欲しいところである。

ⅴ　この点、同時に証拠請求されたＢの治療に当たったＧ医師からの聴き

取りをまとめた捜査報告書に興味深い箇所があり注目した。すなわち、「Ｂの胸の傷は、真っ直ぐ体内に侵入しているのではなく、肋骨にぶつかり、体内に入るに連れて肋骨に沿って身体中心部から離れる方向に刃先が斜めに侵入したもの」であるというのである。この傷は右胸にあり、肋骨に沿って中心部から離れる方向に刺さっていったということは、刺した段階から、包丁は胸に対して垂直ではなく、被害者から見れば包丁の柄の方向は左に傾いた形で刺入した可能性が高い。もしそうなら、胸の傷については、正対して正面から刺したのではなく、振った際に胸に対して左に柄の方向が傾いたまま包丁がぶつかり、そのまま肋骨に沿って流れるように中心部から離れた方向に刺さったのではないかということになる。これは包丁を「振った」という被告人の言い分と親和する。

⑤ｉ　Ｃの調書は、「布団を被って仰向けで足下のテレビを見ていたＢの腹の辺りに被告人が馬乗りになり、両手に包丁を１本ずつ逆手に持って真っ直ぐ包丁の先を首目がけて突き刺してきた。そこでＣは咄嗟に両手で布団の端をつかみ、その布団を上に持ち上げたり、左右にずらしたりしながら刺されないようにし、布団で被告人の手首あたりを押さえて防御した。被告人の突き出して来る包丁が首のあたりに近づいてくるので、顔を左右に振って包丁をかわしながら防御した。必死で布団で被告人の手首あたりを押し返したり、左右にずらしたりして防御した。被告人は全部で３回は刺してきた。どちらの手で持った包丁で刺してきたかは判らない。」という趣旨となっている。

ⅱ　被告人の言い分は、前述のとおり馬乗りになっておらず、狙った場所も首ではなく胸のあたりという点で異なる。

ⅲ　被告人の調書も、行為態様はほぼ被告人の言い分と一致しているが、ただ包丁で攻撃するとき、胸の真ん中あたりか首を狙ったとあり、もともとＡの殺害を決意したときからその仲間であるＣも殺害してやろうと決めていた等との記載もあって、殺意をはっきり認めている点で異なっている。

これについては、客観的な行為態様として、包丁をどこまで突き刺そうと

したのかが争点になると考えられた。脅すために包丁を振り下ろす場合と、本当に殺害目的で振り下ろす場合とは、力の強さが違うはずだからである。

もし被告人が本気で首を狙い刺突行為を繰り返したのであれば、防衛行為に用いた布団に包丁が刺さった後や、あるいは布団の縁が包丁の通過で切れていたりするのではないか。

そのような疑問から、このころ、検察官に証拠物である布団の開示を求めたところ、すぐに任意開示[2]された。しかし、布団には全く傷や穴はついていなかった。

⑵　第２回打ち合わせ期日（平成22年４月９日）

第２回目の打ち合わせは裁判所と弁護人のみであり、裁判所は弁護人側の主張の概要を知りたいとのことであった。弁護人側としては、類型証拠開示請求すらもこれからであるから詳細は無理、として殺意及び責任能力が争点になりうるとだけ回答した。裁判所は早期に事件の争点をつかみたいという欲求が強く、また、弁護人が被疑者段階から関与している場合には、事件の筋は読めているだろうからということを理由に、このようなかなり早期の打診が行われている。

⑶　第３回打ち合わせ期日（平成22年４月14日）

裁判所は弁護人に対し、類型証拠開示を踏まえた予定主張記載書面の提出予定を聞いてきた。弁護人側は、類型証拠開示請求自体、１回で終わるかどうか現段階では不明であるから、類型証拠の請求、入手、検討におおよそ３週間、主張の検討に更に３週間をとり、５月末を提出の目標なら努力するとした。裁判所はこれを容れて第１回目の公判前整理期日を６月２日とした。

なお、第１回公判前整理期日までの間に弁護人と検察官とは次のとおりの文

2）弁護人の求めに応じて検察官が手持ち証拠を任意に開示する場合である。公判前整理手続が実施されてから飛躍的に増えている。正式に類型証拠や主張関連証拠の開示手続を経るまでもなく開示されるので双方にとって簡便である。公判前整理手続外の事件でも任意開示は増えている。弁護人の請求で同手続に付されれば、そこで証拠開示請求を受けて開示することになるような場合は、最初から開示した方が早いと考えるからであろう。

書の応酬を行っている。

① 弁護人側からの類型証拠開示請求（１回目・４月19日）

類型証拠開示請求としては、証拠物、実況見分調書、被害者のカルテ、受傷情況の鑑定書、被害者、目撃者、被告人の証拠請求された以外の各調書の全て等を求めた。また、被告人調書（DVD含む）の開示を求めた。

② 検察官からの類型証拠開示請求に対する回答書（４月21日）

請求された中の４号書面が不存在であるが、その他の開示にはいずれも応じる内容であった。検察官請求証拠外の各調書も開示された。

被告人調書の流れから、被告人は逮捕２日後の勾留質問まではＢとＣに対する殺意を否定していたが、４日後の２月16日にはＣに対する殺意を認め、Ｂについても２月24日ごろから「首から胸辺りを目掛けて２ ～ ３回位突き出した形で刺した」等の調書がとられたことが確認された。

被告人のこのような自供状況を踏まえ、対応を考えることになる。

また、Ｃの初期供述を録取した員面調書では、被告人が馬乗りになったかはっきりしないと述べ、また、包丁で狙われた先も、首ではなく胸のあたりとなっており、明らかにその後、検察官のストーリーに合わせて供述が変遷していることが明らかになった。これは、後にＣ証言の弾劾に用いることができた。

③ DVD謄写請求書（５月20日）

本件では、起訴間近の平成23年３月２日、検面調書が作成されているが、その際のみではあるが、いわゆる「読み聞け＋レビュー方式」で録音・録画がなされDVDに保存されていた。検察が任意性立証のために最近導入したいわゆる「部分可視化」[3] である。しかしその検察の意図とは関係なく、逆に任意性や信用性を疑わせる材料になる場合もあり、弁護人側としても、こ

3）最高検察庁「取調べの録音・録画の本格試行指針」（2008年３月）参照。取調べの任意性を確保するために被疑者の取調べの全過程を録取するものではなく、被疑者が自白（不利益事実の承認を含む）した後に行う検察官取調べだけを録取するものであって、自白調書の任意性立証を目的とするものとされる。

のビデオの類型証拠開示請求は欠かせない。

本件で検察官は類型証拠開示請求に基づきその閲覧を許可した。

しかしながら、閲覧は検察事務官立会のもとに検察庁舎内で行われ、時間的場所的制約があって、十分その内容を精査できない。弁護人側は当該DVDを複写したDVDを「謄写物」として交付すること（刑事訴訟法316条の15第１項、同条の14第１号）を検察官に請求したのである。

しかしながら、検察庁内での「閲覧」という手段を超えて、DVD丸ごとの複写物の交付による開示については、請求があった場合、検察官は無条件でその交付を認めることはせず、①複製を更に作成することの禁止、②再生に際して、インターネット接続のパソコン使用の禁止、③弁護活動終了後のDVDデータの消去の条件に同意する承諾書の弁護人からの差入れを「条件」にする場合が多く、本件でも正に同様の打診が口頭であった。

④　DVD謄写請求に関する上申書（５月25日）

これらの条件の妥当性についてさまざまな議論があろうが（特に廃棄の時期まで具体的に指示される筋合いはないであろう）、それは置くとしても、誓約書を入れさせるというのは、弁護士が弁護士倫理のもとに弁護活動を行う義務のある存在であることを忘れた不信感を前提にするものといわざるをえず、また刑事訴訟法281条の４が閲覧・謄写証拠につき弁護人に対して目的外使用を罰則をもって禁止する一方で、今回の証拠開示制度を充実させている趣旨に鑑みれば、制度の根幹を否定するものではないか、という疑問がある。

そこで裁判所に対し、そのような制限に服する義務はなく、このままDVDの謄写を認めないなら、期限までの予定主張の提出はできないこと、従って裁判所から無条件で謄写に応じるよう説得されたい旨を上申した。

⑤　証拠調請求書（５月26日）

検察官が供用物件である包丁の現物２丁を証拠請求したもの。これは弁護側が開示請求したところ、検察官請求証拠としてあらためて提出してきたものである。

⑥　DVD複写請求に対する検察官の回答書（５月28日）

弁護人側上申書を踏まえ裁判所が説得に入ったらしく、検察官はは誓約書の差入れについては撤回し、一方的に前述の３条件を付した上で謄写を認める旨回答してきた[4)]。

⑦　予定主張記載書面⑴（５月31日）

類型証拠が出そろったので、予定主張記載書面⑴を提出した。

主張書面のやりとりは、多少なりと事実関係に争いのある事件であれば、公判前整理の過程で、証拠開示の進展や裁判所の釈明などにより、新たな争点が加わったり、より詳細化された主張が必要になったりするので、数次にわたりこれらの書面がやりとりされるのが普通である。

従って、あまり当初から詳細な主張をしてしまうと、後に変更を余儀なくされ難儀する場合もある。主張の変遷は、被告人供述の信用性判断に影響する場合もあるからである（『条解刑事訴訟法４版』（弘文堂、2009年）786頁）。また、検察官の証明予定事実記載書面が先に提出される関係から、裁判所もそれに対する弁護人側の「認否」を知りたがるし、かなり執拗にそれを迫る裁判体もある。これに対しても、公判前整理手続は、あくまでも両当事者にとっての争点の明確化が目的なのであって、現段階ではこれ以上、事実関係を絞りたくないということであれば、被告人の黙秘権を侵してまで、認否を求めることはできないはずである[5)]。

いずれにせよ、公判前整理の進捗に従い、明らかになっていく争点部分もあるのであって、初期段階で詳細な事実関係の主張を固定化してしまうのは危険である。

本件でも検察官が殺意の存否について、単に「殺意をもって」と主張する

4）東京高判平成22・3・17（判タ1336号28頁）は、刑訴法315条の26第１項に基づく証拠開示命令につき、本件と同一の条件を付したうえで検察官に開示を命じた原決定を是認したが、誓約書の差入れについては別に考えるべきであろう。

5）日本弁護士連合会裁判員制度実施本部編『公判前整理手続を活かす』（現代人文社、2005年）68頁参照。

程度で、間接事実による殺意認定の証拠構造と絡めた主張をしていない段階では、弁護人側の予定主張も、Ａに対しても現場故意に先行する殺意はなかったこと、ＢやＣに対しては殺意は全くなかったこと等、簡単な結論だけに「認否」は止めた。

ほかには、有利な情状として汲むべき事情である、慰謝の措置、ＢとＣからの嘆願書の提出、被告人の反省等の事実を主張した。

責任能力の主張については、任意開示によって、完全責任能力ありの簡易鑑定が既に平成22年２月23日の段階でなされていたことが判明していた。いずれ、記録を持って友人の精神科医をたずね主張内容を練ろうと考えていたので、主張の可能性があることだけを裁判所に対して明らかにし、当面は保留とした。

⑧　検察官請求証拠に対する証拠意見書（５月31日）

裁判員裁判は、裁判員に判りやすい裁判という見地からも、また、従来の調書裁判といわれる調書中心の公判運営の反省からも、公判中心主義、直接主義、口頭主義が強調されている。

従って、証拠意見のありかたも、弁護人において直接尋問すべきと考える証人の調書や、本人調書で本人の言い分と食い違う部分のあるものについては、部分不同意ではなく、調書をまるごと不同意とする傾向が顕著である。

本件でも、そのような方針から、ＢとＣ及び被告人の調書は全て不同意とし、また、ＢとＣの受傷情況についても、直接、治療に当たった医師から証言を求めるのが適切と考え、これに関する捜査報告書も不同意とした。

⑨　証明予定事実記載書に対する求釈明書（６月１日）

Ｃに対する攻撃方法としては、被告人からの聴取内容によれば、Ａを攻撃後、先の曲がった包丁と真っ直ぐな包丁を持ち替え、右手に真っ直ぐな包丁を逆手に持ってＣの攻撃に向かったという。しかし、検察官側から提出された前記第１回目の証明予定事実記載書では、「両手に持った包丁を逆手に持ち、Ｃの腹の上に馬乗りになり、殺意をもって、その頸部目がけて包丁を数回突き刺した」とあるだけであって、いずれの手に持ったどちらの包丁が、

頸部の怪我と繋がるのか、不明であった。仮に被告人のいうように左手に持っていたのが先の曲がった包丁であれば、当該包丁は柄の延長線に対して、刃の根元から右に約20度程度刃の部分が曲がっており、その左手に持った包丁で頸部の怪我ができたとすれば、頸部の横を掠めるような引掻き傷になるのではないか（現実にＣの頸部の傷はその形状であった）、そうすると、その攻撃方法は、「首を狙った」といえるようなものではないのではないかというのが問題意識であった。

また、Ｃは被告人の攻撃に対して、布団の端で被告人の手首付近を抑えたというのが、検察官の前記記載書の主張であるが、両手に持った包丁により頸部を数回突き刺そうとするような攻撃を、どのように布団の端で防いだのか、イメージがわかず求釈明をした。

これについては、被告人の「単に脅すだけであった」という主張を補強する材料が、「布団の縁でかわした」具体的行為態様から出てこないかという問題意識であった。

⑷　第１回公判前整理期日（平成22年６月２日）

弁護人側からの求釈明に対する回答があった。

Ｃの頸部に対する攻撃に使用された包丁はいずれか不明、Ｃによって布団の端で抑えた被告人の手首がどちらの手首かは不明、そのほかは追加提出される証明予定事実記載書で釈明するとのことであった。争点が明確化せず、弁護人側にとっては成果のない回答となった。

次に、裁判員裁判となるため、殺意について裁判所から裁判員に対する説明概念の提案があった。司法研究の成果（司法研修所編『難解な法律概念と裁判員裁判』（法曹会、2009年）９頁以下）などを踏まえ、「人が死ぬ危険性が高い行為を、そのような行為であると分かって行った以上殺意が認められる」が提案された。本件で問題になるＢ及びＣに対する殺意は、Ｂについては身体の枢要部に受傷させているが狙ったものではないというところがポイントであり、また、Ｃについても「脅すつもり」で包丁を振るったにすぎないから、いずれも死の結果を生じさせる危険な行為をしている認識はないという主張となるか

ら、この認識説的な説明概念で特に支障なしと判断し、同意した。このように重要な法的概念を、裁判員に対する説明の必要という観点とはいえ、事前に三者で確認し合うというのは、とかく、コミュニケーションが不足であった刑事裁判において画期的といえよう。

これに伴って裁判所は検察官に対し、単に「殺意をもって」としか主張されていない各被害者に対する殺意について、争点型の証明予定事実に切り替えるようにとの注文を出した。これは、被告人が殺意を争う以上、情況証拠からの殺意認定の証拠構造を明確化させることで、更に争点を明確に絞っていこうとするものである。

検察官から６月10日までに殺意に関する部分の証明予定事実記載書の改訂版が出ることになり、弁護人はこれを踏まえ次回６月24日までに殺意がない理由を出して欲しいとのことであった。

⑸　第２回目の公判前整理期日（６月24日）

検察から争点型の殺意に関する６月10日付証明予定事実記載書面⑵があらかじめ提出された。これを踏まえて弁護側も６月24日付予定主張記載書面⑵を提出した。

検察官が明らかにしたＢに対する殺意の主張は次のとおりであった。

①　凶器の形状

刃体の長さ15.4cmの先の尖った三徳包丁

②　創傷の部位・程度

ⅰ　全治約２週間を要する前胸部刺創（長さ約２cm、深さ約５cm。突き刺さった刃先が肋骨に当たり、肋骨にそって身体の中心から離れる方向に侵入。仮に肋骨と肋骨の間に包丁の刃先が入りまっすぐ進んでいれば大動脈・大静脈、心臓、肺などを傷つけ死亡する危険あり）

ⅱ　顎部挫創（長さ約１cm、深さ５cm。直近に大動脈や大静脈があり、危険な位置である）

ⅲ　左手挫創（刃物により生じた防御創と思われ、長さ約４cm、深さ約１cm）

③　犯行の態様

Aへの攻撃を止めようとして、被告人の右側から、左手で被告人の右腕あたりを押さえながら、被告人とAの間に割って入ろうとしてきたBに対し、同人の左手を振り払って、「おまえもやってやる」などと言って怒鳴りながら、同人の方を向いて左足を一歩踏み出しながら、頸部及び胸部目がけて、左手に持っていた刃の曲がっていない包丁を、少なくとも2回突き出した。

④　動機

AやCに対する殺害を遂げるためにはBを殺害してでもその妨害を排除しなければならないと考え咄嗟にBを殺害しようと考えた。

これに対し弁護人側の予定主張書面(2)は、

①　動機

Aを刺そうとしているときに止めに入ったBを邪魔だと感じて、追い払うために包丁を振っただけ。

②　犯行の態様

ⅰ　「おまえは黙ってろ」と怒鳴りながら、Bの方に振り向きざま包丁を1回振ったがBが逃げなかったので、更に1回左手に持った包丁を差し出しただけ。攻撃場所を狙っていないし、刺していない。

ⅱ　威嚇のために振り回したものでありBが身を引くなりして、直ぐに逃げていくと思っていたので、包丁が刺さることはないと認識していた。

と構成した。凶器の形状、創傷の部位・程度などは、争う余地があまりないので、動機及び行為態様（発せられた言葉。振り向きざまなので、攻撃の対象部分を見ていない。突く、刺すではない。攻撃の回数も合計2回だけ）から「殺意」を減殺しようとするものである。

本件での主戦場は、犯行態様及び動機の評価に絞られてくることになった。

一方、Cに対する検察官の主張は以下のとおり整理された。

①　凶器の形状

15.4cmある先の尖った三徳包丁

②　創傷の部位・程度

加療１週間を要する右頸部切創、右手切創の傷害。右頸部切創は直近に頸動脈があり、創傷の部位が２、３cm下にずれていれば頸動脈を損傷して死亡する危険があった。

③　犯行の態様

包丁を逆手に持ち、仰向けに寝ていたＣの腹に馬乗りになり、頸部目がけて、いずれかの包丁または両方の包丁を少なくとも３回振り下ろした。

④　動機

ＡがＣの居室に出入りするのはＣが許したためであるとして、Ａとともに殺害しようと考えた。

なお、弁護人からの布団による防衛についての求釈明については、「仰向けの状態のまま、両手で布団の端の部分をつかんで下から押し上げるようにして、被告人のいずれかのまたは両方の手の手首辺りに同布団を押し当て、同布団を上に持ち上げたり、左右に動かしたりし、更に、顔を左右に振る等して抵抗した」と抵抗の描写を明確化した。

Ｃについては調書段階で殺意を明確に認める自白調書がとられていることもあり、また、凶器の形状、創傷の部位・程度については客観的に明らかであった。そこで「殺意はなく脅してやるつもりだった」という被告人の言い分がどのように犯行の態様に現れているのかを弁護人側としては主張立証していくことになる。

被告人からは「刺すつもりはなかったので振り下ろしていない」し、「首を狙ったこともない」と聞いているので、その線で主張を整理した。

そこで弁護人側の予定主張は次のとおりとなった。なお、検察官主張のような攻撃防御方法であれば、布団に包丁の切り傷等の痕跡がないのは不自然といった主張は、公判廷で行うことにした。なお、布団の証拠請求は公判前整理終了間際に行った。

①　創傷の程度

頸部切創は長さ３cm、深さ３mmの傷に過ぎない。右手切創も軽微な傷。

② 犯行の態様

ⅰ 本気で刺すつもりはないから振り下ろすようにして脅しただけ。

ⅱ 直ぐに右手首をつかまれてしまった。

ⅲ 右手を押さえられてから直ぐに部屋を出て行った。

③ 動機

Aが倒れているのを確認したが、怒りが収まらず、Cに対しても脅しておこうと思った。包丁を振り下ろして脅せば、Cが怪我くらいすると思ったが、少し怪我をすれば驚いて東洋館から出て行くだろうと思っていた。殺意はない。

次回は、検察官が更に殺意の発生時期を特定すること（2週間以内）、弁護側が責任能力の主張、及び不同意とした検察官請求の被告人調書（Cに対する殺意と読みようによってはBに対する殺意も認めたとも読めるもの）について任意性を争うのかどうか3週間以内に確定させることとなった。

⑹ 第3回公判前整理期日（7月22日）

検察官は殺意の発生時期に関し、Aから警察に行くと言われたときに確定的に現場で発生したとする7月8日付で証明予定事実記載書⑶を提出した。

弁護側は7月15日付予定主張記載書面⑶と同日付精神鑑定申立書を精神科医の意見書を添付して提出した。そして妄想性障害による心神耗弱の主張を行った。

この主張に至るまでの経過は以下のとおりである。

既に前述のとおり、平成22年4月8日の段階で、平成22年2月23日付の被告人に対する簡易精神鑑定の結果を任意開示されていた。

そこで、専門家の見解を聞く必要を感じ、平成22年6月19日、大学以来の友人で精神科医であるM教授を尋ねた。事件の概要を説明したところ、M教授は、包丁を合計6本買い揃えた動機に高い関心を示し、そのような動機により実際に包丁を買い揃えること自体、強固で被害的な妄想が存在しない限り説明は困難であると指摘した。そのうえで同教授は、妄想性人格障害の存在を強く疑うとともに、妄想性障害の可能性も指摘された。

妄想性傷害は「単一の妄想あるいは相互に関連した一連の妄想が、通常持続的に、時には生涯にわたって発展することを特徴とする。……他の精神病理現象を欠くのが特徴である」（ICD-10・F22.0）。

事件記録を見てもらい、被告人からの聴き取り、特に、包丁を準備した理由や「言うだけだから」と言う声が聞こえた点などについても説明を加えたところ、「妄想性障害の可能性があり鑑定すべき」との意見書を作成してくれることになった。意見書は７月５日にできあがったのでこれを鑑定請求書に添付したわけである。

裁判所は意見書がいかなる資料に基づき、どのような弁護人の説明を前提としているかについて、次回までに書面で提出するよう求めた。また、検察官に対しては、鑑定請求に対する意見を次回までに求めた。

なお、被告人検面調書の任意性を争うかどうかについては、任意性を争うまでの材料は出ず、「信用性を争う」に切り替えた。

⑺　第４回目の公判前整理期日（８月６日）

７月28日付で意見医に対する説明の要領をまとめた弁護人作成の陳述書を提出した。これを踏まえて８月３日付で鑑定不要とする意見書を検察官が提出。更に８月６日付で弁護人が検察官側意見書に対する反論を提出した。

検察官側の主張としては、①被告人の犯行動機が了解可能、②行動は合目的的、③犯行情況について清明に記憶、④自己の行為の違法性の認識あり、⑤精神科への通院歴なく、⑥捜査段階で完全責任能力が診断されているなどであった。

また、M教授意見書の前提事実のうち、「言うだけだから」という幻聴が聞こえ、それで殺意が発生したというが、⑦そもそもそれは被告人とAとの口論の継続かも知れず、妄想ではない可能性もある等である。

これに対して弁護人側は、①たかだか警察に行くと言われただけでわざわざ自室に包丁を取りに行き、逃亡を防ぐために別ルートから奇襲してまで殺害するということが動機との均衡ある了解可能な行為とはいえないこと、②記憶が鮮明かどうか、違法性の認識、精神科への通院歴などは、妄想や妄想体系に直

接関連するような行動や態度を除くと、感情、会話、行動は正常な妄想性障害者には意味のない指摘であること、③「言うだけだから」は直前に頭を殴られ現に暴行を受けたAの台詞としてはあり得ないこと等で反論した。

裁判所は被告人のどのような妄想が被告人と犯行を結びつけたのかを指摘するように弁護人側に要請した。検察官に対しては、それを踏まえ更に鑑定が不必要であるとする意見書の提出を促した。また、鑑定の必要性を判断するために参考となる書面のリストの提出を両当事者に対し、次回までに求めた。

⑻　第５回公判前整理期日（９月７日）

弁護人側は妄想と犯行の関係につき、AやCを含む住人等から突然攻撃を加えられるという妄想に支配されていたこと、事件当日、頭を殴られたAが「警察に行く」、「言うだけだから」等というのが聞こえ、AがCと組んで攻撃を仕掛けてくるのではないかという妄想に支配されて先にAを殺害することにしたと主張する８月23日付の意見書を提出した。

これに対し検察官側は、弁護人側の主張どおりであっても了解可能で妄想とはいえないこと、「言うだけだから」というのを聞いて殺意を固めたという被告人の供述は、犯行動機について明らかにした証拠請求中の被告人検面調書には全く記載がなく信用性がないことなどを理由に鑑定不必要であるとする９月３日付意見書を提出した。

ところで、弁護人はこの検察官意見書で引用する被告人検面調書は、弁護人側が既に証拠意見として不同意にしているものあって、その内容を裁判所に対して明らかにするのは、起訴状一本主義、予断排除原則、証拠法則に違反するとして意見書から削除するよう９月７日付で異議申立を行った。

鑑定の必要性判断に関する資料について検察官は、被告人、被害者、目撃者の全ての調書、簡易精神鑑定書、被告人の通院中の病院や生活保護受給先の区役所等への照会書、現行犯人逮捕手続書、逮捕経緯報告書等を提示対象物としてリストアップした。検察官はほぼ全ての捜査資料を裁判所の目にさらすことで、調書上、被告人に精神病疾患を疑わせる記載がないことをアピールする意図であることが明らかであった。弁護人側は本件と類似事件と考えたピアノ騒

音殺人事件[6]の鑑定例、妄想性障害の一般的文献等をリストアップした。

裁判所はこれら全てについて提示命令を出したが、これに関する問題点については、後に触れることにする。

次回は鑑定の要否と異議の処理について裁判所が判断をすることになった。

⑼　第６回公判前整理期日（９月15日）

裁判所は鑑定の必要性を認め、精神鑑定決定が出る。弁護人としてはやっと土俵に乗れたという感じでほっとした。合わせて裁判所は鑑定事項案を独自に作成し両当事者に検討を依頼した。鑑定事項は、①本件犯行当時の精神障害の有無及び程度、②仮に精神障害があった場合、それが本件犯行に与えた影響の有無及び程度の２項目であった。責任能力の存否自体について鑑定事項としないのは、責任能力の判断は法律判断であるとする最高裁判決（最判昭59・7・3刑集38－8－2783）を踏まえ、かつ、裁判員の判断に先入観を与えないための配慮として最近の裁判所の傾向に沿うものである。

また、鑑定の前提事実に関しては、弁護側と検察側で争いのある事実、特に動機についての主張の相違と、「言うだけだから」という被害者の発言につき、それを具体的に対比した表を添付したうえ、いずれの主張が認められるかによって結論が異なる場合はその内容をそれぞれ明らかにされたい、と指示する内容であった。

6）1974年8月に発生した殺人事件。アパートに居住していた被告人Mが階下の住人Ｔ方においてＴの妻、長女（８歳）、次女（４歳）を所携の刺身包丁で突き刺して殺害し逃亡したが、３日後に自首し逮捕された。動機としては、Ｔ及びその家族がピアノの音や日曜大工の音などでしばしば騒音を立て、Mの再三にわたる注意にも拘わらずやめなかったことに憤激したものとされた。控訴審での鑑定結果は、犯行時にパラノイアに罹患しており、妄想に基づいて殺人を実行したもので、事理弁識能力を欠如していたとされ刑事責任能力を否定するものであった。パラノイアとは、「内的原因による、持続的で確固たる妄想体系の穏やかな発展であり、その際、思考、意思、行為においては明晰さと秩序とが完全に保たれている」とされ、完全に一致するものではないが、ＩＣＤ－10等の妄想性障害の概念に引き継がれているとされる（精神科ケースライブラリ10巻『司法精神鑑定例』（中山書店、1998年）51頁以下参照）。

鑑定人の立場や両当事者の主張に十分配慮した内容であり、弁護人側としても異議のないものであった。

他方、９月７日付の被告人調書引用に関する弁護人の異議は棄却された。裁判所としては、鑑定の必要性に対する検察官意見における疎明資料の引用は、それが不同意の供述書面ではあっても実体審理の証拠とするわけではないから問題なしということであろうか。

更に、裁判所は提示命令で開示された資料を全て鑑定人に開示することを決め、他方で、弁護人側が被告人から聴取した事実についての聴取事項報告書を作成し提出するよう指示した。「言うだけだから」等は弁護人側だけから事実として指摘されているので、より具体的詳細な形で鑑定人に資料として示すためである。

なお、この段階になって検察官はＣＴ写真を証拠として追加したうえ、Ｂの胸部刺創の深さは５cmではなく約10cmであるとする主張が９月15日付証明予定事実記載書⑷によってなされた。これについては次回弁護人側の意見が聞かれることになった。

また、この時期になると現場、凶器、被害者の受傷情況などについてそれぞれ原資料を一本化した統合捜査報告書[7]を検察官が作成に入り、順次弁護人の意見を聞いていくという作業が開始されている。

⑽　第７回公判前整理期日（10月７日）

９月24日付で弁護人から前記被告人に対する聴取事項報告書を提出した。

Ｂの胸部受傷については、当初の５cmが10cmになったといわれても納得がいかないので、争うことにした。なお、これについては、のちの11月２日、実際に治療にあたったＧ医師のもとを訪れ、説明を受けた。傷口の深さについて

7）池田修『解説裁判員法（第２版）』（弘文堂、2009年）122頁は、統合捜査報告書の機能として「公判前整理手続で争点が明確となった段階で、改めて適切な証拠か検討し、立証対象事実が明確に記載されていないような場合や、いくつかの書類をつなぎ合わせなければ一つの立証対象事実が明確にならないような場合」に、２次的証拠として検討されるべきとする。

は、ＣＴ写真を示され納得せざるを得なかったが、そのときの話で、胸部切創を形成した包丁の刺入方向が被害者側から見て、垂直ではなく左に傾いた方向から入っているとの意見を聞くことができた。これは前に述べた弁護人が予測していた結論と一致するもので、「狙って刺したものではない」ことの間接事実になりうる。

Ｇ医師については、最初から調書は不同意とし尋問を予定していたので、そこでこの事実を引き出すのが効果的であろう。

⑾　鑑定人尋問期日（10月22日）

鑑定人に対し宣誓を求めるもの。公判開始前に先行してこのような手続が行われるのも、裁判員裁判ならではである（裁判員法50条）。

鑑定意見書の提出期限は翌年１月６日となった。終了後、鑑定留置などのため被告人の収容場所を動かす必要等があり、その日程の確認等を行う。鑑定人は医療観察法の指定入院機関に所属するＨ医師で、多数の鑑定実績を持つ精神科医である。

その後、11月中旬、鑑定人から電話があり、被告人の持病の通院先や、兄弟姉妹や生活保護担当者から、日常的な本人の病状や生活態度について聞き取り調査の了解を求められた。

鑑定の前提となる資料の追加となるものなので、鑑定人としては、鑑定の公平性から両当事者の了解を求めたということであろう。

⑿　第８回公判前整理期日（11月24日）

主に今後のスケジュールについての打ち合わせとなった。

ところが、そこで突然、検察官側から今後のスケジュールについて申し入れがあった。担当検察官３名全員が翌年３月一杯で転任となるので、裁判員裁判を３月中旬に終了させたい、ついては弁護人側に協力を願いたいというのである。書記官から３月中旬に終了させるには、諸般のスケジュールの都合で、翌年１月17日の段階で裁判員選任通知を発送しなければならないとの報告があった。そこで裁判長は、そのまえの１月７日にも公判前整理手続期日を入れ、そのときまでに最終判断することになった。

鑑定意見書は年明けに提出予定なので、その結果を踏まえた弁護人側の責任能力に関する主張を準備し、それについて検討する次回の公判前整理手続を翌年１月19日に行うことになった。

弁護人側において情状に関する予定主張を更に整理し、次回までにまとめることになった。

公判期日の問題はいつまで公判前整理が必要かということである。弁護側の今後の予定主張や証拠請求次第では公判期日までに終了しないこともありうる。そこで、裁判所は弁護人側がこれらの見通しをどう考えるかについて打診してきたわけである。

公判期日を翌年３月中旬までに入れることについて、弁護人側としては、この段階では精神鑑定の結果にはまだ接していなかったが、それも１月初旬には提出される予定であり、その結果いかんにより、大きく予定主張を変えたり、証拠の追加開示を数次にわたり求める必要性は生じないと判断し、３月の公判開始前ぎりぎりまで準備手続を継続できることも考慮して、協力することにした。

⑿　第４回打ち合わせ期日（12月21日）

情状については予定主張記載書面⑴での主張に加え、12月21日付予定主張記載書面⑷によりその後に行われた慰謝の措置（見舞金の授受等）の追加のほか、被告人が住人と諍いになるのを避けるために図書館や競艇場に通っていたこと、殺害されたＡが被告人の注意を聞かずＣの居室に出入りしていたことなどにも「落ち度」があることなどを犯情として主張した。

前回までに公判日程で検察官に協力することとなったため、検討事項は、公判をにらんだ公判日程、主張の確認、統合捜査報告書など検察官請求証拠の整理、予定される証人等の尋問予定時間といったものとなる。このころになると整理手続の効果として三者間で誰を調べるかについて大筋の見通しは共通となり、このような打ち合わせが可能となる。

日程は、３月７日から５日間で論告、最終弁論まで終わらせること、翌週は３日間合議して最終日の午後に判決言い渡しということになった。

統合捜査報告書の一つについて問題になった。「被告人の供述の変遷状況」を立証趣旨として、全ての被告人調書（全部で21通）を証拠請求する代わりに、検察官が各調書の殺意に関する供述部分、被告人が変遷した理由を述べている部分を要約し、調書の成立順、被害者別に、表にまとめたものにつき同意を求めてきたことである。

被告人は当初、ＢやＣについて殺意を否認している調書が存在していたが、途中から、Ｂについては読みようによって、Ｃについては明確に、殺意を自認した供述に変遷しており、その変遷が不自然でないことを示そうとしたものと思われる。

検察官側は裁判員裁判で調書全てを提出することは非現実的なので、まとめた形で提出したいというものであった。一応検討することにして持ち帰ることになった。もとより刑事訴訟法326条の同意・不同意の問題であるから、弁護人は単にその結論だけを伝えればよいのであるが、他方では裁判員裁判は裁判員に判りやすい裁判を求めて模索しており、その目的に沿うもので、かつ、被告人の権利擁護にも資するものであれば、不同意にする理由はない。しかしながら、これがその趣旨に沿うものであるかは疑問があった。

⑭　第９回公判前整理期日（平成23年１月７日）

前回からの宿題であった被告人の供述経過に関する統合捜査報告書は不同意の意見を１月７日付意見書にまとめ、提出した。

①そもそも全体が8000字以上あってそれ自体裁判員裁判で相当とされる「朗読」になじまないこと、②裁判員にとっては、供述内容の真実さではなく供述経過自体が立証対象であることは識別困難であり、結局、供述内容自体が心証形成にとりこまれる危険が高いこと、③公判廷供述と矛盾する箇所については、必要ならその時に刑事訴訟法328条書面として請求すれば足りること、などを理由とした。

当日の議論の結果は、検察官が供述経過をより単純化したものを作成し直し、とりあえず証拠決定は保留にした上で、必要に応じて弾劾に用いるということになった。しかし、結局、検察官はその後この改訂バージョンを出すこと

はなかった。

次回の公判前整理期日に弁護人側から責任能力の主張を提出することになった。

⑮　第５回打ち合わせ期日（１月14日）

裁判員候補者100名に呼び出しをかけたこと、補充裁判員は３名とすること、従来の例では50～30％の出頭率であること、などが裁判所から説明された。また、公判当日の午前９時20分から選任手続にはいることが確認された。

⑯　第10回公判前整理期日（１月19日）

H医師から１月６日付で精神鑑定書が提出された。妄想性障害を認め、それは本件犯行に影響を与えたが、著しい程度には達していなかったとされていた。責任能力の存否については、もとより鑑定嘱託事項でないために判断は示されていないが、一般的には、影響が著しい場合が耗弱、影響に支配されている場合が喪失というのが、鑑定書の「読み方」とされているから、精神障害は認められたものの、責任能力についてはこの鑑定書は弁護人側にあまり有利ではない。

これを踏まえて弁護人側の責任能力に関する１月19日付予定主張書面⑸を提出した。内容は妄想性障害に罹患しておりその程度も心神耗弱の状態であったことを主張した。

妄想が本件犯行に与えた影響については、従前の主張どおりであるが、幻聴として「言うだけだから」が聞こえ、自分に対する挑発と受け取ったという部分は、鑑定書においては前提事実として触れられていなかったため、迷ったが予定主張では触れず、公判廷尋問で明らかにすることにした。

責任能力に関する主張に伴い、主張関連証拠開示請求を行った。

凶器となった包丁２本が犯行後どこにあったのかを客観的に明らかにする証拠を求めた。犯行直後にどこに、どのように残置されていたか被告人の精神状態を知る情況証拠となりうると考えたためである。結果的には本件では新しい主張に繋がることはなかったが、利用する価値のある開示システムである。

このころになると、証拠についての整理が進み、弁護人側は情状に関する弁

護人側の被害者示談書等の証拠請求を行った。

また、検察官請求証拠の同意のあるものは統合証拠に集約、差し替えが行われるものもあり、不同意や留保だったものの撤回や確認が行われた。更に公判日程の打ち合わせが続いた。

⑰　第11回公判前整理期日（１月28日）

弁護人側請求証拠に対する検察官意見があり、基本的に全て同意となった。公判期日の進行につき協議した。

残った比較的大きな問題として、被告人が不同意としている被告人検面調書の取調べ順序があった。

当該調書は、弁護人側は、途中から任意性については争わないとしたため、裁判所は刑事訴訟法322条１項で証拠採用する意向であった。そこで被告人質問と調書の朗読の順序をどうするかの問題となったのである。

裁判所からは罪体立証の段階で証拠採用した上、先ずその調書の取調（朗読）を行い、しかる後に被告人質問をするという提案がされた。理由は罪体（特に各被害者への殺意）の直接証拠として挙証責任を負う検察官立証の要であるから、罪体に関する被告人質問前に調べることが適切であること、本件の場合、被害者が３人もいて事案が複雑であり、いきなりの被告人質問によって、事案の流れを裁判員が適切に把握できるか疑問があること、この点、調書は順序立てて記載されているであろうから、これを朗読することで事件の全貌を理解し易いであろうこと、とのことであった。

弁護人側は直ちに反対し、それでは調書裁判であること、公判中心主義に反すること、たとえ任意性に争いのない場合であっても被告人調書は直ちに採用せず、先ず、公判廷の被告人質問により検察官は立証を心がけるべきであり、調書と矛盾し必要性があると判断した場合に当該調書を証拠請求してその取調べを請求すれば足りるというのが、特に裁判員裁判では望まれることなどを述べた。

しかし裁判所は検討するとはしたものの、否定的であった。そこで弁護人は２月８日付で意見書を提出した。意見書の内容は、

① 直接主義・口頭主義・公判中心主義に反し、裁判員制度の趣旨に反する。

② 自己に不利益な調書が先に朗読されるということは、実質的に被告人質問を検察官が先行して行うに同じ効果があるが、それは被告人の沈黙の自由の侵害に近い効果があるし、裁判員はあらかじめ一定の刷り込みのもとに被告人質問を聞くことになるから被告人に不利益である。

③ 刑事訴訟法301条の精神にも反する。

などであった。

⑱ 鑑定人とのカンファレンス期日（２月４日）

公判当日に備え、鑑定証人尋問の進め方、鑑定内容等について打ち合わせするため、H医師とのカンファレンスをすることになった。

従前、刑事事件において鑑定証人を尋問に先立って呼び、裁判所、検事、弁護人と事前打ち合わせをするというのはあまりなかったと思われる。しかしいきなり鑑定証人に法廷で証言を求め、専門用語にコンセンサスがなかったりそもそも鑑定内容自体の理解が不十分なまま法廷に臨み、噛み合わない質疑になるなどの弊害がとみに指摘されていた。

裁判員裁判では充実した公判廷での尋問のために、このような事前のカンファレンスが行われるようになってきたようである。

本件でも前回の公判前整理期日までの間に日程調整がなされ、当日を迎えたわけである。

最初の30分程度は裁判所も入り、公判期日の尋問の方法、鑑定書中の用語の概念の確認等が裁判所主導でなされた。なお、このような質問を可能にするためには裁判所は鑑定書を見ておく必要がある。本件でも当然、裁判所は目を通していたが、公判前の段階で裁判所が将来証拠になる可能性のある鑑定書を見てしまうのは問題がないのかという論点があろう。裁判員法50条３項は、「鑑定手続実施決定があった場合には、公判前整理手続において、鑑定の手続のうち、鑑定の経過及び結果の報告以外のものを行うことができる」とあるので、「鑑定の経過及び結果報告」にわたることのない限度で、用語の説明等を受け

ることは許されるということであろうか。

公判期日のやり方としては、最初の30分くらいを鑑定証人による鑑定内容のプレゼンテーション、その後、検察官30分、弁護人40分くらいの尋問を行うことにした。特に裁判所からは、プレゼンは中高校生が理解できる程度のわかりやすさでお話し願いたい旨注文が入った。

その後の約１時間ずつぐらいを、今度は検察官と弁護人が個別に鑑定内容をめぐって突っ込んだ質問をした。当日の尋問のために鑑定内容を十分理解しておくためである。これについては、公判前に心証形成に関わることになるので、裁判所は同席しない。他方当事者も同席しない。

弁護人側は鑑定書においては被告人が語っていたＡから聞いたという「言ういうだけだから」の発言が考慮されていない理由を問いただしたところ、Ｈ医師は、被告人の口から直接聴取できなかった事項は事前資料にあっても参考にしない、とのことであった。

⑲　第12回公判前整理期日（２月22日）

検察官側から証明予定事実記載書⑸が２月18日付で提出された。検察官側はＨ鑑定を踏まえて、妄想性障害に罹患しているが、同鑑定でもその障害が本件犯行に与えた影響は著しいものではないこと、犯行動機が了解可能、行動が合目的的、犯行状況につき記憶が保持、違法性の意識がある、などから完全責任能力を主張した。

次に、懸案事項である被告人調書の扱いに結論が出た。

裁判所は前回までの見解を改め、被告人質問を調書の取調に先行させることにした。尋問の順序も弁護人側からということになった。当方の言い分が通った形である。

なお、前回、裁判所が危惧していたことも踏まえ、事件当日の事実の流れを判りやすく理解できるように事実経過表を作成することになった。

これは被告人質問を主尋問で行う弁護人側が作成するが、その内容は検察官と認識を共有できる事実部分に止め、双方申請の形で証拠調べすることにした。裁判員はこの表を見ながら被告人質問を聞くことになる。これは一種の合

意書面（刑事訴訟法327条）といってよい。

⑳　第13回公判前整理期日（３月３日）

最後の顔合わせとなった。公判期日の確認をして終わった。

公判期日は当初の裁判所の提案どおり、全部で５日、月曜日から金曜日まで通しで行い、翌週月曜日に論告・弁論、中２日おいて翌週木曜日に判決言い渡しとなった。

裁判員裁判できついのは、やはり、実質審理が終わった当日に、弁論まで入れさせられる場合である。裁判員裁判においては、的確な審理見通しのもと、公判が始まる前に、弁論要旨のほとんどができていることが求められる。公判開始前に当事者の主張が整理され、それを裏付ける証拠の全貌も明らかになっていること、公判自体は極めて短期間に集中して行われることからすれば、それは当然の要請となる。

しかしながら、そうはいっても、公判証言や被告人質問で、思わぬ事実が浮かび上がったり、逆にフォローしなければならない被告人供述が飛び出すということもあるのであって、やはり、弁論の手直しは不可欠である。論告に対する反論を追加すべき場合もあり得る。そもそも、実質審理の数日間は、検察官、弁護人共に全力疾走し、公判終了後は翌日の準備に不眠不休ということになっているのであって、かなり体力的限界に達しているのである。

そこで実質審理終了後、弁論はせめて翌日回し、終了日がたまたま週末であれば、翌週に回して欲しいというのが本音である。本件でも、最初、スケジュール段階の打ち合わせでは、金曜日に実質審理を終えて、そのまま、直ちに論告・弁論にすることを裁判所から求められた。理由は裁判員の審理内容に関する記憶が鮮明なうちに、論告・弁論まで聞かせ、どこが評議のポイントとなるのかを確認させておきたいというのが理由である。この点は裁判所はかなり強行であって、結局折れざるを得なかった。

しかし実際には、諸般の事情から金曜日は実質審理だけで終わることになり、弁護人としては土日を挟んで最終弁論の準備ができた。

6　公判前整理手続を終えて

以上、公判前整理手続においてどのような準備活動がなされたかを弁護側の視点で明らかにしてみた。制度の使い手として見た場合、以下のようなことがいえるのではないかと思う。

⑴　公判前整理手続期日の長期化に伴い保釈が必要である。

本件のように併合罪、事実関係に争いのある事件、責任能力を争う事件などでは、事実上の打ち合わせを含む公判前整理手続の期間は１年くらいになるものも多い。このような事件では長期にわたる未決勾留が常態化しており、被告人が処遇が決まらないために、自暴自棄になってしまうこともある。また、詳細な事件打ち合わせのためには、時間、場所に制約のある拘置所等の接見では限界が甚だしい。裁判員裁判は重罪事件が多く、一般的に困難な点も多いが、従来からの基準を大胆に見直して保釈要件を緩和していくべきであろう。

⑵　弁護人にとって少なくとも類型証拠開示請求は義務といえる。

本件でも、類型証拠開示請求の結果、被害者証人の検面調書の内容は、初期供述から変遷しており、しかも詳細化、明確化しているという事実が確認でき、これを公判廷の弾劾に使用することができた。開示された布団も証人尋問の際に用いることができ、所期の目的は達した。裁判員裁判になって、検察官請求証拠は最小限のものに絞られ、また被告人調書についていえば、起訴直前の最終段階の「完成品」だけが請求される。たとえ被告人が接見で全面的に認めていても、実は虚偽自白であることもある。このような状況においては、せっかく存在する証拠開示手続を用いて、証拠の証明力を検証することは不可欠な弁護人の義務といえよう。

⑶　主張書面の応酬・求釈明による争点の明確化はかなり機能している。

本件では、被告人側からも検察官側からも合計５通の主張関連書面が提出された。初期のものは、通数を重ねるごとに、殺意の認定に資する間接事実の具体的な存否や、責任能力についていえば、どのような具体的妄想が被告人の犯

行にどのように影響を及ぼしたのかといった、争点の明確化、焦点化が進んだ。いわば、民事裁判の準備書面の応酬と同様な機能をこれらが大きく果たすことになった。

この主張の整理と開示請求で明らかになった証拠の検討により、公判開始以前に、公判廷における戦略、戦術が明確にイメージできるようになったといえる。

⑷　概念の明確化作業が必要である。

本件では殺意については、既に述べたように裁判所から提案があり裁判員に対する説明概念として提案されたものに同意した。

裁判員制度は評議が密室で行われ、弁護人は裁判官がどのように法律概念等を裁判員に説明しているのか、このような公判前整理段階での確認作業がないと知ることができない。弁護人側からも、積極的に裁判官に働きかけて、難解な法律用語等につき、説明概念を確認していくことが必要であると肝に銘じた。

⑸　精神鑑定・鑑定人尋問の段取りは極めて手際よくなっている。

公判前整理手続が始まって、実は一番、効率的に進められるようになったのは鑑定ではないだろうか。公判開始前の段階で、鑑定書が出ており、カンファレンスによって専門用語の理解等が共有化され、また、鑑定人に対する予備的なヒアリングもすんでいるということは、鑑定のために公判期日が停滞したり、効率の悪い尋問が避けられるということである。今回も、これら事前準備が行われていたために、それを踏まえて意見書を作成してくれた精神科医の見解も聞いた上で公判廷における鑑定証人の尋問に臨むことができた。当日の公判廷尋問はパワーポイントを用いた鑑定人のプレゼンテーションを先ず行い、その後、各当事者が尋問をするという形で行われたが、全体としても的確に行うことができた。

⑹　統合捜査報告書にはかなり限界がある。

統合捜査報告書は、証拠調べの対象となる書面を集約化、簡略化することで公判廷における取調べ時間を短縮化するとともに、裁判員が当該証拠に当たる

場合も、その読み込みに時間がかからず、一読して内容が理解しやすいことを目的としている。本件では、例えば、Ｂの被害直後の情況、受傷部位・程度などにかかる医師の診断書、検察官の捜査報告書２通、警察官作成の負傷情況写真撮影報告書、検察官作成のＣＴ写真撮影報告書が、本文２頁、添付写真６葉、添付人体図２図の合計10頁の検察官作成の捜査報告書にまとめられている。もとより幾重にもわたる伝聞書面であるから、争いのない事実の範囲内で作成され弁護人側の同意を得て証拠請求されることになる。

しかし本件で問題になった供述経過を立証趣旨としつつも、被告人の不利益事実の承認部分等だけを抜き出して変遷過程を報告書化したものなどは、既に問題にした危惧のみならず、そもそも調書の変遷の理由等を考察するためには、やはり元にある調書全体について比較・検討が必要であろう。裁判員裁判では大量の書証の提出を極端におそれる傾向があるが、そうだからといって何でも統合捜査報告書で対応できるわけではないと思われる。

⑺　被告人調書の採用はあくまでも補充的であるべき。

本件では既に述べたとおり、ＢとＣに対する殺意を否定する被告人質問の後で、被害者全員に対する殺意を（Ｂに対しては事実上）認めた検面調書の朗読がなされた。この順番は弁護人側の要求が通ったものだが、結果的には主尋問に対する被告人の回答内容が、その直後に被告人自身の供述調書の朗読により否定されるのだから、裁判員には「嘘ばかりいう被告人」と受け取られた可能性もある。調書の記載内容は証拠能力を付与されているだけであって、内容の真実性は全く保障されているわけでない点で公判廷供述と等価なものに過ぎない、といった論理は、よほど丁寧に説明しないと法律家以外には判りにくい。きれいに書面化されたものが信用されやすいとも思われるからである。やはり不同意にされた以上は、裁判所は採否を留保し、主尋問終了後に検察官は、「不利益な事実の承認」部分に的を絞った反対尋問で問題点をあぶり出して、なお、被告人が否定する場合に、裁判所は当該部分を証拠採用するというのが、公判中心主義になじむと思われる。裁判員もなぜその部分が証拠採用されるのか、理解しやすいであろう。

⑻　開示・提示される証拠と裁判所の関係はむずかしい。

本件では、既に述べたとおり精神鑑定の必要性を判断するための資料として、ほぼ全ての捜査記録が「資料」として裁判所に提出された。鑑定実施後は、鑑定書自体が公判前に裁判所にも開示されている。

これらはいずれも実体形成のための証拠として裁判所の目に触れるものではないが、かなり重要な証拠を目にする時期が第１回公判期日以前であることは事実であり、予断をもって公判に臨むおそれがないとはいえない。また、裁判官と同じ評決権がある裁判員に先行して裁判官のみが証拠に触れることになることも好ましいことではないであろう。

裁判官裁判制度は施行後３年目の見直しが予定されており、公判前整理手続と起訴状一本主義等の予断排除原則とを整合させるために整理手続に関与する裁判体と公判担当の裁判体を別個にするといった大胆な制度変更も検討されてもよいのではあるまいか。

⑼　手持ち証拠の全面開示を原則にすべきである。

現状においても、類型証拠及び主張関連証拠の開示請求を的確に行えば、検察官手持ち証拠のかなりの部分が開示されることになるのではないかと思われるが、問題は弁護人の技術力の巧拙や検察官の対象証拠に関する個別判断によっては、開示証拠の範囲に差異が出てしまうのではないかということである。そうであればこれも立法論となるが、検察官手持ち証拠の全面的開示が原則化されるべきである。検察官が「弊害」を主張する場合に限って具体的理由を挙げて開示を拒絶し、最終的には裁定判断に服するというのがより適切であろう。

そもそも証拠は国費を用いて収集された公共財であって、検察官のみに独占されるべきではなく、公訴を提起された以上、最も利害関係のある被告人側にも開示されるべき筋合いである。

⑽　人事異動と期日の問題

最後に極めて実務的な問題ではあるが、本件では担当検察官の全員異動のため公判期日の設定が前倒しとなった。被告人の弁護を受ける権利を最優先させ

るべき弁護人としては、いつでもそのような理由での要請に応じることができるわけではない。やはり、異動の時期をずらすなりして継続的な対応ができる体制を維持するのは、異動する側の組織が対応すべき問題であろう。